4月1日から「ゆずバス」の試行運行が始まります！

（おおとよバス運行事業）

時刻表などは4月号で掲載！

4月1日より、スクールバス（一般混乗）と町民バスが統合された新たな形での公共交通が試験的にスタートします。その名も「ゆずバス」！

これまでの、黄色のスクールバス車両（天秤線は白色車両）が走ります。

だれでも、どこでも無料でフリー乗降が可能！

※フリー乗降は、国道32号線以外の路線内の安全を確保できる場所に限ります。
※現在の町民バスの経路は引き続き運行しますが、昼間の便はなくなります。
※児童・生徒のバス停は、尾生以外、現在の通学バスと同様です。

新型コロナウイルス感染症対策 マスク、手指消毒液、ハンドソープの引き換えはお早めに！

マスクなどの感染症対策物品の引換期限は、**3月31日（水）**です。期限を過ぎると引き換えできませんのでお気を付けください。

【引き換え場所】
役場本庁舎、総合ふれあいセンター

【引き換えできる日時】
月～金曜　午前8時30分～午後5時15分

【引き換えに必要なもの】
◆引換券（昨年12月中旬頃に世帯主宛てで送付）
◆引き換えに来た方の本人確認できるもの（運転免許証、保険証など）
◆委任状（同じ世帯以外の方が引き換えに来る場合で、引換券下部が委任状です。）

問い合わせ先　住民課　健康づくり班　下村

飼い犬に関して届け出をしていますか？

●犬を飼い始めたとき

狂犬病予防法により、犬の飼い主は生後90日を経過した犬に生涯一度の登録が義務付けられています。

登録手数料は3，000円です。登録した犬に鑑札を交付します。

●飼い主や飼い犬の住所が変わったとき

本町から他市町村へ住所異動したときは、新しい住所地で変更届を提出してください。

犬の飼い主が変わったときや他市町村から本町へ住所異動したときは、住民課健康づくり班へ登録変更届を提出してください。

●飼い犬が死亡したとき

登録していた犬が死亡した場合は、死亡届を提出してください。

問い合わせ先　住民課　健康づくり班　下村

介護保険料特別徴収について

特別徴収（年金引き）介護保険料額は毎年7月に決定します。特別徴収（年金引き）の方は、4月・6月・8月に仮に保険料額を設定し、徴収させていただきます。これを仮徴収といいます。

年間保険料額を決定する際には、4月・6月・8月の仮徴収額と10月・12月・2月の本徴収額の合計が年間保険料額になるよう算定いたします。

仮徴収は前年度の所得段階区分を基に保険料額を決定するため、当年度と前年度の所得段階区分が変わった場合、本徴収の保険料額が増減します。保険料段階や保険料額が変わらなければ、仮徴収と本徴収の金額差は年々小さくなります。

●前年度から継続して特別徴収の場合

◆当年度4月は前年度2月と同額が徴収されます。
◆6月・8月は前年と同段階の保険料年額の半額から4月分を引いた額が徴収されます。
◆10月・12月・2月は前年所得に基づいて算出された年額から仮徴収額を引いた額が振り分けられます。

●4月から初めて特別徴収となる方
（前年の10月2日までに65歳になった方）

◆4月・6月・8月は原則、前年と同段階の保険料年額の半分の額が徴収されます。
◆10月・12月・2月は前年所得に基づいて算出された年額から、仮徴収額を引いた額が振り分けられます。

問い合わせ先　住民課　介護保険班　小森

透析のための通院を助成します

医療機関で人工透析療法をするために通院する透析患者の通院交通費の負担を軽減することを目的とし、大豊町商工会商品券を交付します。

週1回分を対象、月4回、12か月分が上限です。

【事業名】
透析患者通院助成事業

【通院に対する交付額】
◆嶺北中央病院に通院
500円／回
◆その他町外指定医療機関に通院
1，000円／回

問い合わせ先　住民課　福祉班　岡﨑

令和3年度　大豊町福祉タクシー制度

障害のある方が通院、その他社会的活動にタクシーを利用する場合に、料金の一部をタクシーチケットで助成します。

【対象者】
本町に住所を有し、次のいずれかに該当する方
◆身体障害者手帳の交付を受け、1級～3級に該当する方
◆療育手帳の交付を受け、A1・A2に該当する方
◆精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1級～2級に該当する方

【利用できるタクシー業者】
天坪観光・大杉ハイヤー
大豊ハイヤー・豊永観光

【申請方法】
各種手帳と印鑑をご持参のうえ、住民課福祉班または総合ふれあいセンターで申請してください。

【助成額】
申請月～年度末の月数に3を乗じた枚数（1枚500円、最大36枚）

問い合わせ先　住民課　福祉班　近藤

地区集会所等整備事業費補助金を活用しませんか

地区集会所の修繕や施設に付随する備品の購入に対して補助制度があります。

要望がありましたら各地区で取りまとめのうえ申請をお願いします。詳しくはお問い合わせください。

【補助金限度額】
300万円

【補助率】
95パーセント以内

【備品の購入】
一品10万円を超えるものに限る

問い合わせ先　総務課　企画財政班　宮内

電源立地地域対策交付金を活用しています

発電所が設置されている地域周辺には、発電施設に対する理解促進のため、公共用施設の整備や、地域活性化などの事業に対して、国から電源立地地域対策交付金が交付されています。

本町では、地域の子育て環境の充実を図る目的で、町立保育所（大杉・大田口）の運営費の一部にこの交付金を充てており、令和2年度は、9月～1月分の保育士給与に対して、499万6千円の交付を受けました。

今後も、水力発電に対する地域の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先　総務課　企画財政班　井上

副町長選任・教育長任命について

2月10日に行われた臨時議会で、次のとおり副町長の選任、教育長の任命について同意がなされました。

下村　賢彦　副町長

鎌倉　仁　教育長